

FAQ（営業時間短縮要請について）

※緊急事態宣言の発出により、第2期の要請期間を1月12日(火)～2月7日(日)から1月12日(火)～1月13日(水)に変更しました。
それに伴い、赤字部分を変更しています。

【令和3年1月14日更新】

質問項目	回答
1 総論	
①営業時間短縮要請は何に基づくものか？	新型インフルエンザ等対策特別措置法 第24条9項です
②営業時間短縮要請の期間は？	12月21日(月)0時から令和3年1月11日(月)24時までの22日間に加えて、1月12日(火)0時から1月13日(水)24時の2日間に延長しています。
③対象となる区域や短縮する時間、店(業種又は業態)は？	区域：京都市全域 営業時間：5時～21時 対象とする飲食店： ・接待を伴う飲食店(キャバレー、スナック等) ・酒類を提供する飲食店等(バー、ナイトクラブ、カラオケ、居酒屋、ビアホール、レストラン等) なお、ホテル旅館の宴会場は対象外とします。
④そもそもなぜ営業時間短縮を要請するのか？ 感染対策をきちんとすれば営業時間短縮の必要はないのでは？	急激な感染拡大により、このまま進めば医療提供体制がひっ迫してくることが懸念されます。国の分科会において、営業時間の短縮など、これまでより強い対策が必要であるとの提言があったことや、感染リスクが高まる「5つの場面」で、「飲酒を伴う懇親会等」「大人数の長時間に及ぶ飲食」が示されており、こうしたリスクを抑制するために、酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間短縮の要請を行うものです。
⑤対象エリアを京都市全域にした理由は？	京都府においては、特に京都市内の飲食店による感染者が多いことから、京都市域を対象区域とし、新規陽性者の発生を徹底的に抑制しようとするものです。
⑥京都市以外の地域へ拡大はしないのか？	京都市域の感染者が多いことから、京都市を対象エリアとするものであり、現時点では予定していません。
2 営業時間短縮要請	
①なぜ、営業が5時から21時？終了時刻を21時とした根拠は？	府民のみなさまに、2時間以上の宴会・飲み会は控えることを呼びかけしていることも考慮し、21時には閉店(営業を終了)していただくこととしたものです。
②酒類を提供している飲食店において、21時からは酒類の提供を停止すれば、21時以降も営業して構わないのか。	酒類の提供停止だけでなく、営業を終了していただくようお願いします。
②の1 終日、酒類の提供をしない場合は、要請の対象になりますか。	終日、酒類提供を行わない飲食店等は、要請の対象外となります。
②の2 21時以降開店する店舗は時間短縮要請の対象外か？	21時～5時の間の営業を自粛していただくことが要請の内容であるため、その場合は営業時間を変更して21時までに閉店していただくか、終日休業をお願いします。
③営業時間短縮要請はいつ終わるのか？2月7日以降も続けるのか？	現在のところ要請期間は2月7日までですが、7日以降も感染拡大防止にご協力をお願いします。今後(の時間短縮要請等)については、府内の感染状況等を見極めながら対応方針を決定していきます。
④なぜ、その業種だけの営業時間短縮要請をするのか？	府内や他府県の感染動向から酒類の提供を行う飲食店での感染が多いことに加え、特に京都市内の飲食店による感染者が多いことから、京都市域を対象区域とし、新規陽性者の発生を徹底的に抑制しようとするものです。
⑤酒類の提供を行う飲食店(居酒屋等)とはどのような店舗か？ うちの店は対象になるのか？	21時以降も酒類の提供を行っている飲食業許可のある店舗が営業時間短縮要請の対象となります。 なお、移動を前提とした露店やキッチンカーは要請の対象としていません。
⑥インターネットカフェや猫カフェは対象か？	飲食業許可を受け店内に飲食スペースがあり、21時以降も酒類の提供を行っている場合、対象となりますので、営業時間の短縮をお願いします。
⑦ライブハウスは対象か？	飲食業許可を受け21時以降も酒類を提供するライブハウスは営業時間短縮要請の対象です。
⑧ホテル・旅館の宴会場での飲食は対象か。冠婚葬祭は対象か？	・ホテル・旅館の宴会場は営業時間短縮要請の対象外です。 ・理由として、最近の感染傾向が、ホテルや旅館での宿泊が原因ではなく、京都市内の飲食店、接待を伴う飲食店での会食を原因とする感染が多いため、これを要請の対象としています。 ・なお、宴席の目的に関係なく、要請の対象外です。

質問項目	回答
⑨ホテルのルームサービス、ホテル内のレストランは対象か？	・ホテルのルームサービスは対象外です。 ・ホテル内のレストランは、当該ホテル以外の事業者が個々に営業許可を持ち21時以降も営業されている酒類を提供するレストランは営業時間短縮要請の対象です。
⑩コンビニのイートインスペースでのお酒の提供はダメなのか？	今回の要請対象は、21時以降も営業している、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等であり、コンビニのイートインスペースは時間短縮要請の対象外です。
⑪お酒の販売はよいのか？	飲食業許可を受けた酒類を提供する飲食店等を対象としているので、販売目的のみであれば要請の対象外です。
⑫デリバリーやテイクアウトのみの店舗は要請の対象か。	デリバリーやテイクアウトのみの店舗は要請の対象外です。
⑫の1 酒類の提供を行う飲食店が21時までは店内で客に飲食させ、21時以降はデリバリーやテイクアウトのみ続けてもよいのか。	21時までに店内での飲食を停止し、21時以降はデリバリーやテイクアウトのみを続けた場合は要請に応じたことになり、協力金の対象になります。
⑬21時以降も営業しているが、一人客の飲食（飲酒）に限定すれば要請の対象外か。	お客さんの数にかかわらず、要請の対象になります。営業時間の短縮のご協力をお願いいたします。
⑭21時以降も営業しているレストランだが、酒類をおいていれば営業時間短縮要請の対象か？	対象となります。
⑮ショッピングセンターのフードコートは営業時間短縮要請の対象か？	21時以降も営業している酒類を提供する飲食店のテナントは要請の対象となります。
⑯屋台や露店、キッチンカーは営業時間短縮要請の対象か？	移動を前提とした露店・屋台・キッチンカーは、要請の対象外です。
⑰要請期間中、酒類を提供しなければ営業時間短縮要請の対象外か。	21時以降も営業している、酒類を提供する飲食店等への要請であり、酒類を提供していない飲食店等は対象外です。なお、接待を伴う飲食店は酒類の提供がなくても対象です。
⑱既に予約が入っているので断れないが、期間中全ての日を営業時間短縮しなければならないのか。	ご理解とご協力をお願いします。なお、協力金は期間中全ての営業日において時間短縮又は休業していただいた場合に支給対象となります。
⑲ノンアルコールビールならOKか？	要請の対象外です。ただし、アルコール飲料もメニューとして提供している場合は要請の対象になります。
⑳メイドカフェなど酒類を提供しないが接待を伴う飲食店は対象か？	風営法に基づく営業許可により営業されている接待を伴う飲食店は営業時間短縮要請の対象です。
3 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	
①新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について教えてほしい	協力金に関するお問い合わせについては、「協力金コールセンター」までお願いします。京都府のホームページにも順次、詳細内容を掲載する予定です。 協力金コールセンター 電話：075-365-7780 (月～土 9:30～17:30 (日・祝及び12/31～1/3は休み))
②複数の店舗を経営している場合、各店舗とも協力金の支給対象になるのか。	協力金の支給要件を満たしている場合は、複数の店舗が対象になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうか審査させていただいた上で支給を決定します。支給要件や提出書類の詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。
③「中小企業」とは、どのような企業を指すのか。	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社のいずれかのうち、次のどちらかの条件を満たすものを「中小企業」とします。詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。 ① 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下 ② 常時使用する従業員の数が50人以下
④親会社が大企業である中小企業が経営する飲食店は対象になるのか。	次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は対象外とします。詳細は決まり次第、府のホームページ等を通じてお知らせします。 ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している中小企業 ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している中小企業 ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
⑤遅くとも12月25日（金）までに時短営業に取り組まなければ協力金の対象にはならないとは、具体的に何日の何時のことか。	12月25日（金）の0時です。したがって、12月24日（木）夜の営業は24時までに閉店していただく必要があります。また、延長された要請期間（1月12日～1月13日）に時短営業に取り組む場合は、1月13日（水）の0時となります。

質問項目	回答
⑥時短営業ではなく、終日休業した場合は協力金の対象になるのか。	元々、21時以降も営業されている酒類を提供する飲食店等が、時短ではなく終日休業された場合で、協力金の支給要件を満たしている場合は対象となります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただきます。
⑦もともと平日は21時に閉店、休日は22時に閉店していた酒類を提供する飲食店の場合、休日の営業を21時までに閉店すれば、協力金の対象となるのか。	酒類を提供する飲食店が、もともと22時に閉店していた休日を21時までに閉店し、期間を通して21時までに閉店すれば協力金の支給対象になります。この場合、協力金の算定対象は時短をされた休日になります。なお、提出された書類により支給要件を満たしているかどうかを審査させていただきます。
⑧以前は21時以降も営業していたが、コロナの影響により最近21時に閉店していた場合は、対象にならないのか。	酒類を提供する飲食店等が、コロナの影響以前に21時以降まで営業されており、コロナの影響以後に21時までに時短された場合は対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただきます。
⑨不定休の場合は、どの日が協力金の対象となるのか。	21時以降も営業している飲食店等が、要請に応じて、時短や休業された日が対象になります。昨年の同時期における営業実態や、直近の営業実態をはじめ、支給要件を満たしているかどうか提出書類をもとに審査をさせていただきます。
⑩「業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしていること」とは具体的にどのようなことか。	次のいずれかのガイドライン等に沿って、感染防止の取組をしていることをいいます。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
⑪「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていることは必要ですか。	感染拡大予防ガイドライン等に沿って、感染防止の取組を行うことが要件であり、感染拡大予防対策をいただいているステッカー交付事業所（店舗等）を協力金の要件としています。ただ、ステッカーの交付を受けていなくても、次のいずれかのガイドラインに沿った対策をいただいていることが確認出来れば構いません。 (1)各業種別ガイドライン（内閣官房HP） https://corona.go.jp/prevention/ (2)京都府「感染拡大予防ガイドライン(例)（標準的対策）」（京都府HP） http://www.pref.kyoto.jp/documents/guideline_rei_2.pdf (3)より一層「安心・安全」な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)（京都市観光協会HP） https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf
⑫業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をしているが、ステッカーの交付を受けていない。何をもちて証明するのか。	誓約書において、感染防止の取組をしている旨、誓約していただきます。
⑬「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」はどこに行けばもらえますか。	まず、業種別ガイドライン等に基づき感染防止の取組をいただいた上で、WEB申請か窓口申請していただく必要があります。 https://www.kyotokaigi.com/ (1)WEB申請 ※申請後にメールにてステッカー画像が送付されます (2)窓口申請 ※事前にステッカーの在庫有無や受付時間等をご確認ください
⑭要請期間中に、時短営業に取り組んだことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	お客様へ営業時間変更のお知らせをされたことが分かる資料をご提出ください。【例】店内外にお知らせの貼り紙を掲示されたことが分かる写真、ホームページやSNSでの案内のコピー等 ※できる限り時短の期間と閉店時間がわかるようにお願いします。
⑮要請以前は、通常21時以降も営業していたことがわかる書類は、何を提出すればよいですか。	要請以前の営業時間が記載された看板や店内掲示の写真、パンフレットや名刺、ホームページやSNS、従業員のシフト表の写し等をご提出ください。
⑯酒類を提供していたことの証拠書類として、店名の記載がないメニューや納品書でも構いませんか。	申請される店舗のものであることが分かるメニューの写真や酒類の納品書、伝票、請求書の写し等、それぞれのお店の営業実態に合わせて酒類を提供されていることが分かる資料をご提出ください。

質問項目	回答
⑰「通常の営業時間」とは、いつの時点の営業時間を記載すればよいですか？	コロナの影響を受ける前の営業時間を記載してください。
⑱協力金と他の助成金等（雇用調整助成金【国】、持続化給付金【国】、家賃支援給付金【国】、再出発補助金【府】等）の両方を受給することができるのか。	他の助成金等の受給を受けていても、協力金の申請は可能です。
⑲協力金の申請はいつからできますか。	当初の要請期間（12月21日～1月11日）分については、令和3年1月12日（火）から郵送とWEBのいずれかの方法で申請できます。延長期間（1月12日～1月13日）分については、2月中旬から受付の予定です。
⑳協力金は、申請してから何日後に支給してもらえるのか。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合はその確認に時間を要するため、直近の月締め帳簿や時短要請に応じたことが分かる資料の写し（貼り紙、ホームページ等）など、「申請に必要な書類」を整えておいていただきますようお願いいたします。

※期間延長に関すること

【令和3年1月8日追加、1月14日更新】

1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	
①前回の要請（12/21～1/11）に応じて時短を行い、協力金を申請した場合、今回の要請（1/12～1/13）にも時短対応をすれば、協力金の支給対象となるのか。	今回の要請に応じて時短対応され、支給要件を満たすことが確認できれば支給の対象となります。改めて今回の要請に対する協力金を申請してください。
②前回の要請（12/21～1/11）に応じて時短を行い、協力金を申請したが、今回の要請（1/12～1/13）には時短対応をしなかった場合、前回の時短に対する協力金も不支給となるのか。	感染拡大防止のため、1/12以降も時短の取組をお願いします。事情により今回の要請に応じて時短できなかった場合、前回の申請にかかる支給要件を満たしていることが確認できれば、それを取消することはありません。
③前回の要請（12/21～1/11）に応じて時短を行っていなかったが、今回の要請（1/12～1/13）に応じて時短を行った場合、協力金の支給対象となるのか。	今回の要請に応じて時短対応され、支給要件を満たすことが確認できれば、今回の協力金が支給対象となります。
④前回の要請期間（12/21～1/11）から引き続き、時短対応を行う場合、1/12から時短対応しなければ、協力金の支給対象にならないのか。	感染拡大防止のため1/12から時短の取組をお願いします。準備の都合上、特別な事情があり、1/12から時短に取り組むことが困難な場合であっても、遅くとも1/13（水）0:00から時短対応を行っていただくことが必要です。
⑤前回の要請（12/21～1/11）に応じて時短を行っていなかったが、今回の要請（1/12～1/13）から時短対応を行う場合、1/12から時短対応しなければ、協力金の支給対象にならないのか。	
⑥今回の要請（1/12～1/13）の協力金の申請は、いつから受付が開始される予定か。	2月中旬からWEBと郵送にて受付できるよう、現在準備を進めているところです。受付期間等の詳細が決まりましたら、京都府のホームページに掲載します。
⑦今回の要請（1/12～1/13）の協力金の申請は、前回の要請（12/21～1/11）の協力金とは別に申請する必要があるのか。	そのとおりです。前回は申請された場合でも、今回分を改めて申請してください。前回の申請受付期間は令和3年2月1日（月）までとなっていますので、期日までに必ず申請してください。
⑧前回申請した場合、今回の申請では提出資料を省略することはできるのか。	直近の状況を確認する必要があるため、前回と同様の資料の提出をお願いする予定です。
⑨前回と今回の協力金を申請した場合、2回に分けて支給されるのか。それとも、まとめて支給されるのか。	前回と今回のそれぞれの審査が完了次第、それぞれに支給します。
⑩前回と今回の協力金を申請した場合、いつ頃支給される予定か。	できるだけ速やかな支給に努めます。申請書類の不足や記入漏れがある場合は、その確認に時間を要するため、申請書類の不足や記入もれがないようにご確認願います。